

湖北広域だより

令和5年8月 第38号



▲センターホームページ
QRコード



編集・発行／長浜市八幡中山町200番地 湖北広域行政事務センター 業務課
TEL 0749-62-7143 FAX0749-65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp/>
構成自治体(令和5年7月1日現在人口) 長浜市 114,409人 米原市 37,524人 合計 151,933人

こほくちいき 湖北地域に ^{あたら}新しいごみ処理施設 ^{しよりしせつ}誕生！ ^{たんじょう}

^{しん し せつ}
新施設

^{めい} ^{しょう} ^ぼ ^{しゅう}
名称募集

募集
期間

8.1 ^火 - 9.29 ^金

ご応募いただいた中から
豪華賞品をプレゼント

商品券 **5万円分** 1名様

あなたのアイデアが未来のエネルギー回収施設に

新施設完成イメージ図
(長浜市木尾町)

氏名

(ふりがな)

住所

〒

住所が長浜市・米原市以外の方は学校・勤務先名 ()

連絡先 (電話またはメールアドレス)

名称

(ふりがな)

名称に込めた思い

応募のきっかけ

- HP その他
 広域だより ()
 市の広報
 ほてじょチラシ

新施設を通じて

“つなぐ。ひろげる。”

最新技術をつなぐ。ひろげる。

1. 4施設の連携を最大化し、脱炭素、コスト削減を大きく推進
2. 各施設の安定稼働と合理化された施設運営を、将来にわたり継続
3. 各施設の残渣を最大限資源化して有効利用

地域をつなぐ。ひろげる。

4. 市民が安全かつスムーズに、ごみを持ち込める仕組みを構築
5. 湖北の環境プラットフォームとなり、地域団体、地元学校の環境活動を活性化
6. 地元住民の集いの場、地元企業の活躍の場を創出



新施設の5つのポイント

一廃棄物エネルギーを最大限活用できる先進的な施設整備を計画しています一

1. 廃棄物エネルギーの最大化

新しい施設は、高効率ごみ発電ができる焼却施設に加え、生ごみからバイオガスを生成し、発電することで、2つの施設から廃棄物エネルギーを回収し、エネルギーの最大化を図ります。

2. バイオガス化施設の可能性

将来的には、バイオガス化施設において発電時に発生する資源（炭酸ガス）を有効利用することで、地産地消を推進し、地域の活性化に貢献することが可能となります。

3. 一極集中による施設間連携

同一敷地内に各施設を一極整備することにより、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の処理を施設間で連携させ、総合的な廃棄物処理システムを構築し、効率的な施設整備運営を図ることで、コスト削減につなげます。

4. 次世代につながる利活用

ごみの焼却により発生する熱及びバイオガスは主に発電に利用します。電力は施設内での利用を優先し、余剰電力分は売電によって得られる収益を運営費に充当します。将来は他の公共施設等への供給、非常時の電力供給等次世代へつなげる利活用をします。

5. SDGsへの取り組み

センターでは、新施設を通じて、循環型社会、脱炭素社会の形成に貢献し、持続可能な社会の実現を目指します。



応募要項

対象施設

熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設）・リサイクル施設・汚泥再生処理センター ※まとめて1つの名称とします

応募期間

2023年8月1日（火）～9月29日（金）必着
郵送の場合は、消印有効とします。

対象

長浜市または米原市に在住・在勤・在学の方

結果発表

採用者には書面で通知する他、センターホームページ等で公表します。（令和5年12月頃）

賞品

商品券5万円分 ※採用された名称が複数名からあった場合は名称に込めた思いを参考に総合的に判断します。

応募先

直接持参・郵送・FAX・電子メール：センター施設整備課
応募箱投函：長浜市・米原市本庁他、各支所等 計13か所

名称の条件

- ・親しみやすく将来にわたって愛されるもの
- ・施設のコンセプトや特徴がイメージできるもの
- ・誤読の恐れがなく、覚えやすく、読み方が分かりやすいもの
- ・他の名称や商標などに類似していないもの
- ・「ウイングプラザ」はセンターの施設で今後も使用するため、応募名称には使用しないでください

応募方法

応募用紙に必要事項を明記の上、応募先まで提出してください。応募は、直接持参、郵送、FAX、電子メール、応募箱投函による提出により受け付けます。電子メールの場合は、件名を「新施設名称募集の件」とし、メール用の応募用紙に必要事項を入力して添付してください。

【応募に関する注意事項】

●全施設をまとめた1つの名称を募集します●応募は一人1点とします●同じ読み方の名称でも、漢字、カタカナなど表記が異なる場合は別作品とします●自作で未発表のものとし、第三者の権利を侵害しないものに限ります●採用作品の著作権、商標権その他一切の権利は湖北広域行政事務センターに帰属します●選考後、虚偽記載や権利侵害等の事実が判明した際は、採用の取り消し、賞品の返却を求める場合があります●応募用紙等は返却しません。また、応募に当たり必要な費用は応募者の負担とします●個人情報については、個人情報の保護に関する法律およびセンター条例に基づき、適切に管理し、本募集事業以外に使用しません●選考に当たって、応募者に連絡する場合がありますが、名称決定に関する公表までは、連絡の事実及びその内容を機密事項として取り扱っていただきます。連絡の事実及びその内容を第三者に口外することは、名称決定に関する公表まで認められません●採用作品の発表にあたり、名称及びその理由、採用者の氏名を公表します

【応募先・問い合わせ】

湖北広域行政事務センター施設整備課

〒526-0021 滋賀県長浜市八幡中山町200番地

TEL：0749(62)7146/FAX：0749(65)0245/MAIL：kohokukouiki627142@gmail.com



令和5年度
作成分から

「バイオマスごみ指定袋」を導入します

令和5年度作成分からセンターが作成するごみ指定袋にバイオマスプラスチックを配合し、「二酸化炭素排出量削減」や「石油資源の節約」に取り組みます。

概要

これまでのごみ指定袋は、石油由来のプラスチック100%で作成していましたが、令和5年度から作成する「家庭用可燃ごみ指定袋」、「紙おむつ類専用指定袋」、「事業所用可燃ごみ指定袋」には植物由来のバイオマスプラスチックを25%以上配合します。

バイオマスプラスチックごみ指定袋を導入することで……



石油資源を節約できます！
大気中のCO₂排出量を削減できます！

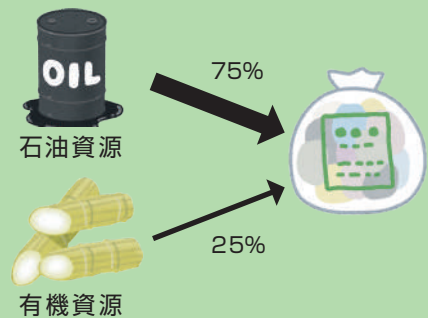


バイオマスごみ指定袋を導入することで、
具体的にどれだけのCO₂排出量が削減できるの？

バイオマスごみ指定袋ってなあに？

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用したプラスチックを配合したごみ袋のことをいいます。

センターの新しいごみ指定袋にはバイオマスが**25%**含まれています。



今回センターが作成するバイオマスごみ袋によるCO₂削減量を全て合わせると、**約80t**のCO₂を削減できます。この量は杉の木**約5,700本**が1年間に吸収するCO₂に相当します。



バイオマスごみ指定袋の



Q ごみ袋の販売価格は変わるの？

A 今までと変わりません。引き続きごみ減量にご協力ください。

Q ごみ指定袋のデザインや大きさは変わるの？

A 今までと変わりません。
※バイオマスごみ指定袋であることの表示はあります。

Q 今までのごみ指定袋は使えなくなるの？

A 現在お使いのごみ指定袋もなくなるまで使用していただけます。

Q 袋は破れやすくないの？

A バイオマスごみ指定袋でも袋の強度は変わりません。

Q バイオマスごみ指定袋はいつから購入できるの？

A 現在のごみ指定袋の在庫分がなくなり次第、各販売登録店に納品しますが、店頭で陳列される時期については、各店の在庫状況により異なります。

Q 今使っているごみ指定袋をバイオマスごみ袋に交換したい

A 現在お使いのごみ袋をバイオマスごみ袋に交換することはできません。

湖北広域行政事務センター職員（令和6年4月1日採用）を募集します

センターホームページに試験案内・受験申込書等を掲載していますので、ご確認ください。

●試験区分及び採用予定人員

職 種	区 分	採用予定人員	仕事の内容
一般行政職	上 級	1 人程度	一般行政事務
電気技術職	上 級	1 人程度	廃棄物処理施設の管理業務（電気関係） ならびに一般行政事務

●申込受付期間

令和5年8月1日（火）から8月22日（火）まで（受験案内は7月3日（月）から配布）

●受験資格

【一般行政職】

平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

【電気技術職】①または②のいずれかに該当する人

① 昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

② 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人
または令和6年3月31日までに高等専門学校を卒業する見込みの人

●第一次試験日

令和5年9月17日（日） 会場：湖北広域行政事務センター（クリスタルプラザ）

クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみ持ち込みは (不燃・粗大ごみ処理施設)

※クリスタルプラザ及び伊香クリーンプラザは、予約なしで持ち込めます

事前予約制です

◎予約方法

電話で予約してください。

事前予約専用番号 0749-74-1300

◎予約受付日時

※第4日曜日の場合

○当該月の1日～第4日曜日の2日前まで

(土日祝日は除く)

○受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

◎予約時に必要な情報

- ①ごみの出た場所の住所
- ②持込者の氏名、住所、電話番号
- ③持ち込み希望時間
- ④ごみの種類 等

◎持ち込み時に必要な情報等

- ① 受付番号（予約時にお伝えします。）
- ② 持込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
- ③ ごみの出た場所の住所がわかる書類（公共料金の通知書等）
※持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合

◎注意事項（必ずご確認ください）

- ① **クリーンプラントへ持ち込めるごみ**：長浜市（※木之本、余呉、西浅井地域を除く）と米原市から発生した家庭系一般廃棄物の不燃ごみと粗大ごみに限ります。※伊香クリーンプラザへお持ち込みください。
- ② **持ち込み回数（台数）**：1世帯につき、1日最大2回（台）まで。
- ③ **聴覚や言語にしょうがいのある方、外国人の方**：ファックス（日本語のみ）で予約ができます。【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。その他の注意事項もありますので、センターホームページをご覧ください。



▲English translation



▲Tradução portuguesa



▲Traducción Española

センターホームページ ▶
問い合わせ先：クリーンプラント
電話：0749-74-3377
FAX：0749-74-3376

